○小山町豊門公園の管理に関する条例

令和３年３月２２日

条例第１１号

改正　令和３年１２月１７日条例第３２号

（趣旨）

第１条　この条例は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）及び小山町都市公園条例（平成９年小山町条例第１号。以下「都市公園条例」という。）に定めるもののほか、小山町豊門公園（以下「公園」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第２条　都市公園条例第２条第１項又は第３項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第１又は別表第２に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

２　使用料は、許可をした際徴収する。

３　利用期間が長期にわたる場合には、町長は年額又は月額を定め、納期を指定して徴収することができる。

（開館時間）

第３条　豊門会館及び西洋館の見学等における入館（以下「見学等の入館」という。）に係る開館時間は、午前１０時から午後４時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第４条　見学等の入館に係る休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

（１）　火曜日及び水曜日（それらの日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日かつ休館日でない日）

（２）　１２月２９日から翌年１月５日までの日

（入館料）

第５条　見学等の入館をする者（以下「入館者」という。）は、次の各号に定める入館料を納付しなければならない。

（１）　豊門会館　１人３００円

（２）　西洋館　無料

２　豊門会館における入館料は、入館をした際徴収する。

３　豊門会館における再入館は、入館者が当日入館料を納付したことを証する書類を提示した場合にその日に限り認める。

（入館制限）

第６条　町長は、次に掲げる行為等をした又はするおそれがある入館者の入館を制限することができる。

（１）　飲食、暴行、暴言、危険物の持込み等の行為により豊門会館若しくは西洋館を毀損又は他の入館者に危害を加えるおそれのある者

（２）　職員の指示に従わない者

２　町長は、利用者が、その利用に影響があることを理由として町長に入館の制限を求めたときは、入館者の入館を制限することができる。

（指定管理者による管理運営）

第７条　町長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体で町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園の管理を行わせることができるものとする。

２　前項の規定による指定は、この条例に定めるもののほか、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年小山町条例第１０号）に定めるところによるものとする。

３　第１項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、都市公園条例第２条から第５条まで、都市公園条例第１１条（占用料に係る部分を除く。）並びに第２条及び前条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

４　第１項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前にされた都市公園条例第２条第１項及び第３項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

５　第１項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前にされた都市公園条例第２条第１項又は第３項の許可を受けた者（第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）は、当該指定管理者の利用の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者が行う業務）

第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　都市公園条例第２条に規定する行為の制限及び許可に関する業務

（２）　都市公園条例第４条に規定する行為の禁止に関する業務

（３）　都市公園条例第５条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

（４）　見学等の入館に係る開館時間及び休館日の変更に関する業務。ただし、見学等の入館に係る開館時間及び休館日を変更する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（５）　公園の利用及び見学等の入館に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（６）　公園の維持及び簡易な修繕に関する業務

（７）　前各号に掲げるもののほか、町長が公園の管理上必要と認める業務

２　指定管理者が公園で対価を得て物品の販売又は役務の提供等を行おうとするときは、あらかじめ書面により町長の承認を受けるものとする。

（利用料金制）

第９条　第２条及び第５条の規定にかかわらず、第７条第１項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者及び入館者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

２　利用料金の額は、第５条第１項各号、別表第１又は別表第２に定める額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

３　指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は返還をすることができる。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１２月１７日条例第３２号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（小山町都市公園条例の一部改正）

２　小山町都市公園条例（平成９年小山町条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第１（第２条、第９条関係）

豊門会館及び西洋館の利用の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
業として行う映画の撮影又は興業	１施設１日につき	４０，０００円
	１施設半日につき	２０，０００円
競技会、展示会、博覧会、映画会、集会その他これらに類する行為	１施設１日につき	５，０００円
	１施設半日につき	２，５００円
西洋館のラウンジ、パントリー、倉庫（厨房）又は休憩室での営業行為	１平方メートル１日につき	５０円
その他の行為	町長がその都度定める。	

別表第２（第２条、第９条関係）

豊門会館及び西洋館以外の利用の許可による使用料

行為の種類		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為		１日につき	２，０００円
業としての写真撮影その他これに類する行為		撮影機（写真機）１台１日につき	２，０００円
業としての映画撮影その他これに類する行為		１件１日につき	６，０００円
興行、出店その他これらに類する営業行為		１平方メートル１日につき	１００円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して利用すること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	２２円
	面積により難いもの	１回１日につき	２，０００円
その他の行為		町長がその都度定める。	